



作成日 2015/03/05
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	U-プライマーUR (GHS)
製品コード	CE-F01-1135
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H336 眠気又はめまいのおそれ

注意書き 予防策

粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

廃棄

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ウレタン樹脂	20～30%	不明	—	—	
酢酸エチル	60～70%	CH ₃ COOC 2H ₅	(2)-726	公表	141-78-6
酢酸n-ブチル	1～10%	CH ₃ COOC H ₂ CH ₂ C H ₂ CH ₃	(2)-731	2-(6)-226	123-86-4

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

酢酸エチル(法令指定番号:177)
酢酸ブチル(法令指定番号:181)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
水と石鹼で洗うこと。
刺激が続くようであれば、医師の診療を受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

消火を行う者の保護

空気呼吸器、保護眼鏡、保護手袋等を着用して消火作業をする。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

適切な保護具を着用する。

保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項

情報なし

二次災害の防止策

漏洩物を回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。

安全取扱注意事項

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

衛生対策

保護面を着用する。

「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を遵守し、取扱い後は、必ず手や顔を洗い、うがいをする。

保管

安全な保管条件

施錠して保管すること。

安全な容器包装材

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

情報なし

急性毒性(吸入:蒸気)	ラットLCLo: > 6000 ppm (22.5 mg/L) /6h (40 CFR Part 799 (58 FR 40262)) ウサギ: わずかな刺激性 (OECD404)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ: 中等度の刺激性 (OECD405)
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	モルモット Maximization 試験: 皮膚感作性なし (OECD406)
呼吸器感作性	モルモット Maximization 試験: 皮膚感作性なし (OECD406)
皮膚感作性	Ames test: 陰性 (OECD471)
生殖細胞変異原性	In vitro Mammalian Chromosome Aberration Test: 陰性 (OECD473)
生殖毒性	ラット90日間反復吸入毒性試験 (EPA OTS 798.2450): NOAEL 350 ppm (1.28 mg/L)/day 生殖器への影響は認められていない。 ラットで麻酔作用が認められている。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ラット90日間反復経口毒性試験 (EPA OTS 795.2600): NOAEL 900 mg/kg bw/day
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ラット90日間反復吸入毒性試験 (EPA OTS 798.2450): NOAEL 350 ppm (1.28 mg/L)/day

酢酸n-ブチルとして

急性毒性(経口)	ラットLD50=14.13g/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50=17,600mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気)	ラットLC50=2000ppm (ACGIH)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	軽度の皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ: 刺激性あり。7日以内に回復。
呼吸器感作性	モルモット: 皮膚感作性なし
皮膚感作性	モルモット: 皮膚感作性なし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ラット、マウスの吸入ばく露で呼吸器、中枢神経系への影響が認められている。

12. 環境影響情報

酢酸エチルとして

水生環境有害性(急性)	魚 (Pimephales promelas) 96h-LC50=230 mg/L (US EPA method E03-05) 甲殻類 (Daphnia magna) 24h-EC50=3090 mg/L (DIN 38412) 藻類 (Scenedesmus subspicatus) 72h NOEC: > 100 mg/L (OECD 201)
水生環境有害性(長期間)	易分解性 BCF=30 (Freitag (1982) and Korte (1978))

酢酸n-ブチルとして

水生環境有害性(急性)	魚類 (ファットヘッドミノー) 96h-LC50=18mg/L 甲殻類 (オオミジンコ) 48h-EC50=3.2mg/L
水生環境有害性(長期間)	急速分解性がある (BODによる分解度: 98%) 生物蓄積性が低いと推定される (log Kow=1.78)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報
UN No.
Proper Shipping Class
Packing Group
Marine Pollutant
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code

IMOの規定に従う。
1993
FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
3
II
Not applicable
Not applicable

航空規制情報
UN No.
Proper Shipping Class
Packing Group
陸上規制
海上規制情報
国連番号
品名
国連分類
容器等級
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

ICAO/IATAの規定に従う。
1993
FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
3
II
該当しない
船舶安全法の規定に従う。
1993
その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
3
II
非該当
非該当

国内規制

航空規制情報
国連番号
品名
国連分類
等級

航空法の規定に従う。
1993
その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
3
II
転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様に被覆シートをかけて輸送する。
梱包袋が破れない様に、水濡れや乱暴な取り扱いを避ける。
また、荷崩れしない様に取り扱うこと。
その他、『7. 取扱い及び保管上の注意』の項の記載による。

特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令
労働安全衛生法

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

水質汚濁防止法
消防法
悪臭防止法
大気汚染防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体
特定悪臭物質(施行令第1条)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

危険物(施行令別表第1の4)
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入
規制法(バーゼル法)
労働基準法

廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。